

「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成30年2月28日（水）午後3時30分から午後5時00分まで

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室（6階）

3 参加者等

司会者 廣 谷 章 雄（静岡地方裁判所長）

裁判官 佐 藤 正 信（静岡地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 藤 原 拓 人（静岡地方検察庁検事）

弁護士 白 山 聖 浩（静岡県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 男性・40代・会社員

裁判員経験者2番 女性・30代

裁判員経験者3番 男性・40代・会社役員

裁判員経験者4番 男性・50代・会社員

裁判員経験者5番 男性・50代・トレーダー

裁判員経験者6番 男性・30代・会社員

裁判員経験者7番 男性・20代・整備士

裁判員経験者8番 男性・60代・会社員

静岡地方記者クラブ記者 4人

4 議事要旨

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。私は今回司会を務めます、所長の廣谷と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、裁判員経験者の皆さんにはお忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今日の意見交換会の意義ですけれども、先ほどちょっとお話しいたしましたが、裁判員裁判も10年を迎えようとしてい

て、これまで皆さんの御協力のもと、順調に裁判員裁判が進んできているわけですけれども、ただ、まだまだ改善すべき点というのはあるのではなかろうかと、裁判所としては考えているところです。そこで、実際に裁判員裁判を経験された皆様から、経験を踏まえた御意見をいただいて、それを今後の裁判員裁判の改善につなげていこうというふうに裁判所は考えているところです。是非自由に思うところを御発言いただいて、それで我々としてはそれを有効に活用していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、自由に発言していただきたいといっても、まだ少し口は固いかもしれませんので、初めは少し自己紹介からしていただくかというふうに思います。実際にそれぞれの皆さんが担当した事件、どんな罪名の事件を担当したのか、その事件について、自白事件だったのか、否認事件だったのか、あるいは審理日数はどの程度だったのか、そのあたりをお話しいただければと思います。今日は皆さん、個人名を呼ぶことはありません。1番、2番、3番、そういう番号でお呼びしますので、よろしくお願ひします。

まずは、1番の方から、いかがでしょうか。

1番

1番でございます。担当事件につきましては、強制わいせつ致傷と住居侵入、強制わいせつになっております。被告人ですけれども、自白しているというところで、審理期間は6日間で行いました。

2番

2番です。事件は殺人事件で、自白事件で、審理期間は4日間でした。

3番

3番です。事件は、住居侵入、強盗致傷と、あと有罪か無罪かはもう終わっているものだったんですけれども、盗品等運搬、それから組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、オレオレ詐欺の元締めさんでした。自白・否認は否認していて、審理期間は7日間でした。

4 番

4 番です。罪名は、わいせつ略取，強制わいせつ致傷，監禁です。自白をしておりますして，審理期間は4日間でした。

5 番

5 番です。事件の罪名は強盗致傷，窃盗です。それで，自白事件です。審理期間は4日間でした。

6 番

6 番です。事件名は，強盗致傷事件で，否認事件の6日間の裁判でした。

7 番

7 番です。事件は，強盗致傷で，自白事件の審理期間は4日でした。

8 番

8 番です。事件の罪名は殺人です。自白・否認の別は自白の事件でした。審理は4日間です。

裁判官

座ったままで御挨拶申し上げます。裁判員の皆さん，本日はお忙しいところ，お集まりいただきまして，ありがとうございます。私，裁判員裁判，静岡で始めまして，3年半になりますけれども，皆さん，長い，古い事件では2年経っておりますけれども，それぞれの事件を振り返って，事件とともに，久しぶりにお会いした皆さんも，全員，顔が分かりました。いらっしゃったなというのは，よく分かりました。7 番の方が髪形変わったかなというような，何かその程度のところで，本当に何か，改めてまたお会いできて，うれしく思っております。今日は忌憚のない御意見をいただいて，また，今後の糧にしていきたいと思いますので，よろしく願いいたします。

検察官

静岡地検の検事の藤原と申します。検事になって10年目になります。平成28年4月から静岡地検に勤務しておりますして，静岡は丸2年になるところで

す。静岡では、昨年4月の強盗致傷事件、それから昨年6月の強盗致傷事件の裁判員裁判に関わらせてもらいました。実は、来月の半ばにも、強盗致傷の裁判員事件が控えておりますので、今日、忌憚のない意見をいただいて、また参考にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

弁護士

弁護士の白山と申します。私は裁判員裁判事件は、今まで2件担当させていただいて、1件は否認、1件は認め事件ということでやらせていただきました。弁護士会でも研修等がありまして、いろいろ勉強してはいるんですけども、やっぱりなかなか現実ではできなかつたりとかいうこともあったりして、何かこううまくプレゼンができなかつたりとか、伝えられているのかなという不安もたくさんありましたので、今日は是非皆さんの意見を参考にさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

司会者

ありがとうございます。では、それぞれ皆さん、一言ずつはしゃべったことを踏まえまして、本題に入りたいと思いますが、まずは全般的な感想をお聞きしたいというふうに思います。

裁判員裁判を経験してみたの全般的な感想についてですけども、まず、この裁判を経験する前に、御自身で裁判員裁判の裁判員をやってみたいなと思った方というのは、どの程度いらっしゃいますか。1人、2人、3人、なるほど。では、あまりやりたくないなと思った方は、いませんか。では、実際に裁判員裁判を経験してみて、どうですか、2番の方は、それまではやりたくなかった。それでやってみたら、どうでしたか。

2番

2番です。そうですね、それまでは、あんまり自分とは遠い事柄というか、殺人事件を審理させていただいたんですけど、自分とはちょっとかけ離れた世界すぎて、身近には感じられなかったんですけども、審理を通して、ああ、

こういう本当にどこにでもいそうな方が犯罪，罪を犯したり，そういうので，すごく裁判員裁判を経験して，そういうことが身近に感じられるようになりましたし，あと，裁判員の方とすごいいろんな年齢の方や，会うこともあまりないだろうなという方とお会いして，いろんな人生を歩まれた方の価値観と触れ合うことができ，ああ，そういう考え方もあるんだなと，そういう意味でもすごいいい経験ができて，参加して良かったなと思いました。

司会者

ありがとうございます。経験する前も裁判員を経験したいと思っていた3番と7番の方ですかね。やってみて，実際にどうだったのか，そこら辺をお話しいただければと思います。では，3番の方はどうですか。

3番

3番です。実際，やってみて，私はすごく面白かったです。全然知らない世界を見られたのと，あと裁判も，法廷でのやりとりというのは，いろいろドラマなんかでも見たことがあるんですけども，実際にどういうふうに決めているのかというのが全然知らなかったのので，皆さん本当に真面目に審理しているんだなというのが分かりました。すごく勉強になりました。

7番

7番です。3番の方と同じで，どういうふうになっているのかというのを知りたかったし，何というんですかね，裁判員裁判って，そこに立っているだけ，座っているだけだと思っていたんですけど，その裏で，そういう何かいろいろやっているというのが，みんな多分，あるというか，あったと思うので。そういうのを全然知らなかったのので，そういう経験ができて良かったなという感じがします。

司会者

ありがとうございます。それでは，経験する前に特にやりたくもないし，やりたいとも思わなかった人が何名かいると思うんですけども，他の方はどう

ですかね、やってみての印象をちょっとお聞きしたいと思うんですが。どなたか、ありますか。

4 番

4 番です。やりたい、やりたくないじゃなくて、まさか自分が選ばれるとは思わなかったので、そういうことを考えていなかったの、実際に選ばれて参加させていただいて、非常にいい経験をしたと思いますし、ニュースとか新聞等で、裁判員のかかった裁判になると、非常に興味を持つようになりまして、最近では、ちょっと長くかかったような裁判も何件かあったということで、非常に興味があるというか、関心があるというか、そういうように関心を持つようになりました。

あと、被告人とか、証人尋問なんかで、質問を何個もさせてもらったし、それも非常にいい経験をさせてもらいましたし、例えば被告人とか被害者の身内の方が傍聴席なんかにもしいたら、どう見られてるんだろうと、ちょっと不安なんかもありながら、ちょっと遠慮しながらという部分もあったんですけど、非常に緊張しながらやらせてもらったという感想がありまして、裁判官、検察官、弁護士の方も非常に丁寧な説明で、非常に分かりやすく、自分は良かったと思います。

司会者

ありがとうございます。それで、皆さん、今、お話を聞きますと、いい経験だったということですけども、皆さん、仕事を持っておられる方、あるいは家庭でのいろいろな仕事もあろうかと思えますけれども、その裁判員として活動するに当たって、例えば職場との調整とか、いろいろ御苦労もあったのかなと、あるいは家庭においても、いろいろ調整が必要なこともあろうかと思えますけれども、そのあたりの苦労等があったのか、なかったのか、そのあたりをお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。どなたでも結構です。はい、どうぞ。

6 番

6 番です。私の場合は、上司に報告しましたら、会社でもまさかそういう話が来るとは思ってはいませんでして、そしてこれは日本の義務となっていますので、快く会社から送り出してもらいまして、そして頑張ってきたということで、快く裁判に臨むことができましたので、良かったと思います。

司会者

ありがとうございます。他の方、どうでしょうか。特に、仕事の関係で苦勞したとか、そういう方はおられなかったですか。どうぞ。

3 番

3 番です。私自身は比較的自由にできるものですから、そんなに苦勞はしなかったんですけども、ただ、一応、私、7日間裁判で、その間ずっと全部予定をキャンセルするわけですね。裁判員で出られたから良かったんですけど、もしくじが外れてたら、全部キャンセルして、まるっきり7日間予定が空いちゃって、それ、どうしようかなというのをすごく心配したものですから。しかも、月曜日からの裁判で、金曜日に正式に裁判員になれるかどうかが決まるものですから、もうその時点でもし裁判員になれなかったときに、もう予定を入れられないですよ、直前なので。そうなったら、僕はちょっとかなりこの制度を恨んでたと思うんですが。そこの予定を空けるのはしょうがないんですけども、せめて、もうちょっと前に実際に休むかどうかというのは、決められる制度にしていただきたいなというのは、非常に思いました。

司会者

そうすると、実際に選任されてから、実際の審理が始まるまで、もう少し期間があった方が良かったという、そういうことですか。

3 番

はい、そういうことです。

司会者

ありがとうございます。他はどうでしょうか。特に、職場は皆さん、協力的でしたか。

8番

8番です。この制度ができて、それで私のところに、いつごろだったかな、最高裁の方から書類が来ますよね、封書が来て。「えっ、俺、何にも悪いことをしてないのに」と、まずそれに驚いたことと、いろいろ開いたら、裁判員裁判のそういうのに当たってしまったということで、職場にそれを話をしたら、「すごいのに当たったね。宝くじ買えば当たるよ」と言われて買ったんですけども、結局外れちゃいましたけれどね。

で、こういう今日のこの場のことを、休みをもらうよと言ったら、周りの同僚は、普通の人めったに経験できることじゃないから、是非行ってきなというふうに後押しをしていただいたんですね。確かにそうですよね。確率からすればすごく少ない確率ですよね。そういう意味で周りの同僚も非常に協力的で、めったに経験できないんだから、選ばれた人なんだから、是非行ってきなと、何か勘違いはしてるんですけどね。そんなことで、あと後ろを押していただくということで、環境的にもいいんでしょうけれどもね、僕はそんな経験でした。

司会者

どうもありがとうございます。そうしますと、その職場との関係で特に苦労はこれまでなかったという声が多かったと思いますが、その関係で審理の期間、皆さんで言うと、一番短い方が4日、あるいは長い方が7日だと思うんですけども、その期間について、何か感想、あるいは御意見等があれば、もっと長くても良かったとか、あるいはちょっと長すぎたとか、そういうことがあればお聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。それは、何日間かというのは、その審理の中身によって変わってくることなんですけど、それをちょっと除いて、仕事との調整をするとか、家庭での段取りをつけるとか、そう

いう観点から、4日ないし7日というのは、皆さんにとって適切だったのかどうなのか。できればもっと短くしてほしいという意見があるのか、あるいはもっと長くてもいいですよという意見なのか、そのあたりについてお聞かせいただければと思いますが、どんなものでしょうか。

特に長くも短くもない感じですか。

6番

6番です。私は否認事件を行ってましたので、本当にその事件に対して、確証といたしますか、そういうのがなかなか得られませんでしたので、その点でしっかりと判断がつくには、やはり否認事件の場合ですと、本当に時間とかそういうのがもう少し必要なのかなというふうには、今、思っています。

司会者

ありがとうございます。他はこの点、特にないですか。どうぞ、2番の方。

2番

2番です。私は審理内容が殺人事件で、やはりお亡くなりになった方がいたので、4日という期間は短いようには感じました。ただ、参加するに当たって、子どもを誰に面倒を見てもらうのかとか、そういうところでいろんな身近な人に迷惑をかけたことはかけましたので、それに関しては、4日ぐらいがちょうど良かったと言っていいかは分かりませんが、4日ぐらいじゃないと難しかったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。この点は、特に他はいいですか。

3番

私、この事件に関しては7日ぐらいないとだめだろうなというのは、参加して分かるんですけども、自分はいいんですけども、自分の会社の社員さんが7日間休むと言ったら、やっぱり困るので、だめって言ったかもしれないですよ。多分、それで断っているという人はすごくたくさんいると思いますので、

やっぱり二、三日だったら参加できる方って、非常にもっと、ずっと多くなるんじゃないかなというのは思います。

司会者

はい、ありがとうございます。それでは、全般的な感想については、以上としまして、これからは審理、実際の皆さんが担当した事件について、その審理に関する御意見を伺いたいというふうに思います。

まず、皆さん、2年前あるいは1年前ぐらいのことなので、ちょっと思い出してほしいと思うんですけれども、刑事事件は、起訴状の朗読から始まって、冒頭陳述があつて、それから書証の取調べ、例えば供述調書の朗読とか、あるいはいろいろ図面とか写真とかを見たりしたと思います。それで、その後、尋問、証人尋問あるいは被告人質問をして、その後、論告、弁論、評議を経て判決と、大まかに言えばそういう流れだったと思うんですね。

それを少し思い返していただいて、まず初めにされる検察官の冒頭陳述、あるいはそれを受けての弁護人の冒頭陳述、こういういわば検察官あるいは弁護人の主張になるわけですが、その主張を聞いて分かりやすかったかどうか、その点、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、その点、どうでしたか。初めて見る事件で、それぞれの検察官、弁護人からの主張が出るわけですが、場合によっては、その事件の中身によっては、何かよく、十分理解できないとか、把握しづらいとかいうこともあろうかと思えますし、あるいは難しい事件だけれど、うまく分かりやすく説明してもらったという印象を持たれる方もいるかもしれない。そのあたりについて、何か御意見があればお聞かせいただきたいんですが、どうでしょうか。

では、分けて聞きますが、例えば検察官の冒頭陳述からいきますかね。検察官の冒頭陳述、ありましたよね。これが分かりやすかったという方は挙手をお願いします。ちょっと分かりづらかった、分かりやすくはなかったという方。覚えてない。覚えてない。そうですか。分かりました。では、特に分かり

づらいという人はいなかったですかね。分かりづらいという記憶を持っている方はおられないと。分かりました。

それから、今度は弁護人の冒頭陳述については、どうでしょうか。分かりやすかったという人はどの程度いますか。分かりにくかったという人。あまり十分な記憶がないでしょうかね。1番の方は、何かありますか。

1番

1番です。検察側の内容はすごく分かりやすかったんですけども、弁護側も、内容は分からなくはないんですけども、こういうことを言っていていかどうか分からないんですけど、ちょっと軽めの言い方だなという印象しかありません。

司会者

軽めの印象といいますと、真剣味が足りないとか、そういうことですか。

1番

何か、弁護するという部分は見えるんですけども、被告人に対して親しみやすい感じで話しかけていて、いやいや、もうちょっと真剣に話さないといけないんじゃないのかなという、ちょっと弁護の仕方がというところは思いました。

司会者

ありがとうございます。他に、初めの冒頭陳述に関して、検察官、弁護人、何か印象に残っていると、御意見、感想みたいなものはありますか。どうぞ。

4番

4番です。検察官の方が女性の方だったんですね。非常にかっこいいという印象があって、はっきりものを分かりやすく、資料もあったんですが、すごく聞いてて内容が分かりやすかったと。だからといって弁護人の方が悪いわけじゃないんですが、あまりにもそっちが強烈すぎて、弁護人の方が意見が薄く

見えちゃったというか、聞こえちゃったというか、その検察官の方がすごかったという印象が非常にあります。

司会者

ありがとうございます。他は特にはないですか。

8番

8番です。今、4番の方がおっしゃられたように、ちょっと私もそんな感じのあれをお見受けしたんですけれども、確か弁護される弁護士さん、国選弁護人の方だったと思います。これもし国選でなかったら、もっと強烈に検察の方とやり合ったり何かするのかなと、印象がそういう、弁護士さんと検察官のやり合う印象が、非常に裁判となると強いものですから、そういう意味では、先ほど4番の方のように弁護されている方が国選だったから、あんまり深くこう、力を入れてないのかなという印象もちょっとありましたけれどね。それなりにちゃんとした弁護はしているんですけれども、その辺がもし国選でなかったら、どうだったんだろうなという、そんな感じがちょっとありましたね。僕の判断の間違いかもしれませんけれども。

司会者

ありがとうございます。そうしますと、あれですかね。インパクトの大小はあろうかと思いますが、分かりやすさという点では、特に問題はなかったようですかね。そういう理解でよろしいですか。ありがとうございます。

今度は、それに引き続いて、書証の取調べ等があって、その際に例えば供述調書の朗読とかもあったと思うんですけれども。この供述調書を朗読するという場面。どうでしょう。思い返せますかね。もしその供述調書の朗読について、何か感想等があればお聞きしたいんですけれども。要するに、警察官とか検察官が取調べをして、そのときの供述内容を録取するわけなんですけれども、その内容を朗読する場面があったと思うんですが、なかったですかね。そこら辺、ちょっと記憶があれですか。2番の方、どうですか。

2番

2番です。すごいたくさんの供述調書を読まれて、それが最終的に自分の手元に一人一人来るか分からなかったのに、とにかく必死にメモを取らなきゃと思って、一言一句逃さないようにとにかくメモを取ることに必死になって、後々それがすごく大事だったんですけど、それがメモを取る必要があったのかどうかというのが分からない中で、取り続けなきゃいけなかったのは、少し苦痛ではありました。

司会者

ありがとうございます。他は。

8番

8番です。先ほどの、検察官、女性の方だったですよ、あのときにね、どんな場面だったかが、ちょっとろ覚えなんですけれども、佐藤裁判長と女性の検察官と、何かこう、いろいろ戒めていらっしゃったこと、すごく僕、印象が強かったです。「ああ、佐藤裁判長、すごい人だな。すごい頑張ってるな」というのが僕の中ではすごくあって、ちょっと女性の検察官に、「それはどうのこうの」というのを盛んにおっしゃってたんで、「ああ、見た目よりも佐藤裁判長はすごい方だな」と、すごい僕は尊敬したぐらいに、印象が僕にはありましたね。ちょっと中身が僕はよく分からなかったんですけども、何を戒めてらっしゃったのか、検察官であっても、裁判長はぴしっと、「それはいい」とかね、そういう感じでおっしゃっていたんで、「ああ、裁判長ってすごい方なんだな」というのはありました。すみません。余談になっちゃいますが。

司会者

いえいえ、ありがとうございます。それは朗読の場面ですか。その供述調書の朗読の場面。

裁判官

少し補足を。まあ、恐らく冒頭陳述のときに、公判の前に予定していた主張

とちょっと違った主張を検察官がされて、それに対して、弁護士から異議が出たということで、陳述の訂正を求めるというやりとりだったかと思います。

司会者

いずれにしても、しっかりした訴訟指揮だったのですね。

それでは、あとは、どうですか、供述調書の朗読の関係では、そのぐらいですかね。

あと、尋問についてお尋ねしたいんですけども、皆さんの事件、証人尋問あるいは被告人質問、あったと思いますけれども、尋問の分かりやすさ、その点についてはどうでしょうか。どなたでも結構です。長さでも結構ですし、その質問の速さでも結構ですし、内容でも結構ですし、何か記憶していることがあれば、あるいは裁判員の立場として、先ほどメモの話が出ましたけれど、メモが取りにくかったとか、メモが大変だったとか、そういうものも含めても結構です。どなたでも結構ですが、どうでしょうか。

3番

3番です。2番の方と同じで、メモを取るのに必死ですごく大変だったなと思います。スピードも普通に話すスピードなので、早かったのも、普段やりなれていないことでも、すごくメモを取るのが大変でした。時間もかなり長くてすごく疲れた覚えがあります。

司会者

ありがとうございます。そうすると、もう少しゆっくり質問してほしかったとか、そういうことですか。

3番

でも、それはしょうがないんじゃないかなと思いますので。

司会者

理解自体はできましたか。質問と答えについて。

3番

そうですね、そのときに理解したかどうかというよりも、とにかく書こうというので。一応、でも後々見返してみても、一応思い出すメモは取れていたものですから、そこでは大丈夫だったとは思いますが。

司会者

はい、ありがとうございます。他の方はどうですか。

6 番

6 番です。評議のときに、一度質問をしまして、その後に、振り返った後に、こういう質問とか、こういう具体的にすれば良かったなという形があった場合に、もうその評議に入ってしまうと、もう次へと進んでいきますので、その部分でもう一度質問ということができませんので、その点で何か改善することがあれば、やはり裁判においても、みんなと納得して裁判ができるのかなというふうに、やっての感想です。以上です。

司会者

ありがとうございます。今の話は、尋問して、それが終わって、評議をしてみたら、またちょっと聞きたいことが出てきた。そういうことですか。

6 番

はい。

司会者

そのときにもう一度聞く機会があればもっといいんじゃないかという、そういうことですか。

6 番

はい。

2 番

2 番です。同じことになってしまうんですけど、私も 6 番の方と一緒に、質問、審理をしていて、その中で、これはどうだったんだろうということが出てきたときに、もう質問できず、それがとても大事なことだったりすると、も

やもやしたまま進んでしまったので、質問をする機会が2回あれば良かったなと思います。

司会者

分かりました。ありがとうございます。

それから次に、証拠等について、例えば殺人事件等だと、死体の写真とかが出ることもあって、その刺激的な写真を見ること自体が裁判員の負担なんだというような、そういう声もあるんですけども、皆さんの事件について、そういうちょっとこれは刺激的な証拠で、ちょっとつらかったなとか、そういうことがあればお聞かせいただきたいんですが。

何かありそうな感じですか。

2番

2番です。殺人事件だったので、御遺体は、まあ写真で見たんですけど、それに関しては、うまく見えないようにして下さっていて、特には問題なかったんですけど、イメージ図で、被告人が飼っていた犬を絞め殺して、御遺体の隣の布団の中に一緒に入れて、何というか、置いておいたというイメージ図が、犬が横に並んでいる死体のイメージの図があったんですけど、それが写真で見たわけではないんですけど、何か犬を見るたびにそのことをちょっと思い出すというか、そういうイメージ図でも何となく心に引っかかりました。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがですか。特にないですかね、刺激的な証拠については。

それでは、次に評議のことについて触れたいと思うんですが。評議について、例えば全体的な印象、評議というのは、実際の主張と証拠を見聞きした上で、どういう判断を、最終的な判断をしていくのかという、そういうことを議論する機会なわけですけども。評議における雰囲気とか、時間とか、あるいは分かりやすさとか、自分の参加しやすさとか、そういうことについて、全般

的な感想をお聞かせいただければと思うんですが、どうでしょうか。

6番

6番です。私の場合は、もう自分が言いたいことをしっかりと言いましたので、裁判長も多分大変だったのかなと思いますけれども、そのようにして、やはり自分で、こういうふうに使われたものですから、責任持ってやろうという気持ちで自分なりに言いたいことはしっかりと言えましたし、その場の雰囲気も良かったので、しっかりとすることができました。

司会者

はい、ありがとうございます。他の方はどうでしょうか。

8番

8番です。私も殺人事件ということで、参加をさせていただいたんですけども、同じ人が人を殺してしまうという、それに対する量刑を決めなきゃならない。そのときに、加害者と被害者が、例えば全く面識のない人がすれ違いざまに、いきなり被害者をぐさっと刺して殺してしまう。全くその被害者側に落ち度がない。そのときに、あまりにも残忍だから何年だ。それからまたもう一つ、例えば子どもさんをそういうふうと同じようにやられた場合に、親御さんの気持ちになったら、それはもう極刑に等しいとか、その案件、やられた事件そのものの残虐性でもって、例えば3年だとか5年だとか、20年だとかいうふうに決められていくんだろうなと、頭の中では、そう思ってたんですね。

参加させていただいた中で、どうやって懲役何年を決めるのかな、死刑を決めるのかなというふうに、ちょっとこう自分の中でも、どういうふうにするんだろうなというのがある。それで参加したときに、何というのかな、過去の判例、30例とか40例ぐらいの過去の判例を見て、同じようなものと、今回私が担当させてもらったものと見比べて、「ああ、こういう内容か、それでこのぐらいだから、それじゃこれぐらいの年数が妥当だろう」と、最後のその人の量刑を決めるのに、何かこう、サイコロを転がして決めているような感じが

僕自身はしたんですね。

被害者側の家族とかいろんな人がこれだけ悲しい思いをしているのに何年だと。加害者側も残虐性，例えばばらばらにしてしまうだとか，いろいろあるんでしょうけれども，そういう残虐性がひどいから何年だとか，そういったものの，一つ一つの事件でもって，被害者側の感情，それから被告人の方のそういう残虐性，そういったもので本当に突き詰めて，ちゃんと量刑を決めればいいんだけど，いろんな判例をばあっと見て，さあこれで何年が妥当でしょうかという，そういう感覚でいると，うーん，どこかこれで，被告人の量刑を決めてしまっていていいんだろうかなというのが疑問として，いまだに僕は思ってるんです。

でも，この裁判員制度がなかったとして，今まで裁判官さんだけでこういうものを決めるときに，多分判例をずっと見てね，それで決めていると思うんですけども，僕らもそういう裁判員裁判になったときに，同じように過去の判例を参考にして，決めて，それが本当にいいものなのかどうなのかというのが，ずっと頭の中にいまだに僕は持ってます。

ちょっとう，どんなもんなんだろうねというのが，ちょっと心の中に引っかかりがあります。いいとか悪いとかではなくてですね，人の罪を決めるのに，過去の例を引っ張り出してきて，こうやって転がして決めるような感じのって，何かどっかで疑問符をずっと持ってたんですね。それをちょっとどんなものなのかな。それが正しいのかもしれない。正しいのかもしれないけれども，ちょっとそんなことを感じました。すみません。

司会者

ありがとうございます。今のお話は，量刑のグラフみたいなものを示して，それを踏まえて何年の刑にするかを決めたプロセスについて少し疑問があると，そういうことですかね。ありがとうございます。

今の点について，他の方はどんな印象ですか。どうぞ。

4 番

4 番です。評議の内容は、最初はなかなか意見が出なかったんですが、その雰囲気、だんだんみんながこうしゃべりやすくなって、佐藤裁判長がすごく優しく接してくれたので、みんな話しやすくなったと思うんですけども、どうしても、悪いことをした人は悪いという、こう頭の中にそういう先入観があって、その中でも情状するとか、その人のいいところを探すというところが非常に難しく、私の、強制わいせつ致傷とかで、若い子だったので、御両親が衝立のところでこっち向きにいて、お父さんの意見陳述みたいなものがあったんですけど、父親の立場になれば、それはそんな普通冷静ではいられないと思うので、やっぱりそういうことを聞いてしまうと、許せないという気になってしまいうんですが、やっぱりそこはそういうところじゃなくて、いいところといったらおかしいですが、情状するところを探すというのが非常に難しかったという印象がありましたですね。

当然、先ほど言われたように、この刑だったらという事例があるので、それ以上のものにはならないとは思いますが、そういった中では、その中で、決めるというのが非常に難しかったですけどね。どうしても情に流れちゃうとか、そういう部分ではあったと思います。

司会者

はい、ありがとうございます。他の方はどうですかね。

7 番

7 番です。僕がその事件のときは、強盗致傷ではいたんですけど、何ていうんですかね、主犯じゃない人で、なおかつ危害を加えていないとか、武器を持って誰かを倒すみたいなこともなかったんで、そこまで何だろう、主犯よりは全然罪は重くなさそうな感じだった評議だったので、みんなで裏で評議しているときは、結構和気あいあいとやっていたイメージがあるので、こんなもんなんだという感じはあったので。その、いた人たちが、女性もいたんです

けれど、殺人じゃなくて良かったぐらいな感じで言ってたので、やっぱり事件によって、その評議の雰囲気って、全然変わってくると思うんですけど、まあそうですね。雰囲気が良かったと言ったらちょっと変ですけど、僕が思ってるよりは、全然、何だろう、重くなかったというか、重くなきゃいけないんですけど、本当は。重くなかったような気がします。

司会者

ありがとうございます。そうすると、割と自由な雰囲気の中で、みんなが自由に意見を言い合ってたっていう、そんな感じなんですかね。なるほど、ありがとうございます。

他のことはどうですかね。評議については、裁判官が司会のような役割をす
ると思うんですけども、裁判官のそういう司会ぶり等について、何か注文
みたいなものはありますか。あるいは何か、評価でも結構ですけども。

5番

全体を通して、裁判官の皆さんが非常に、僕ら一般の人に対して、気をもの
すごく遣っているというか、そういうのが、ここまで気を遣わなくてもいいん
じゃないかというぐらいな感じが僕はすごかったです。ええ。ですから、かえ
って大変になっちゃうんじゃないかなとかね、ちょっと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。他はどうでしょうか。まあ気を遣ってはやっ
ていると思いますが。もうちょっとこうしてほしいみたいな、そういうリクエ
ストみたいなものはありますか。あるいは、今の発言のように、そこまで何か
気を遣わなくてもいいんじゃないかというような御意見でも結構ですし、何で
も結構ですが、どうでしょうか。どなたでも結構です。特によろしいですか。

あと、では、全体的な時間として、それぞれの事件、一定の時間をかけて評
議をしたと思うんですけども、その評議の時間自体については、どのような
印象でしたか。さっきのように、ちょっと長いんじゃないかとか、あるいは、

もう少し、逆に短いんじゃないとか、いろんな感想はあろうかと思うんですけど、どんなものでしょう。

8番

8番です。先ほど5番の方がおっしゃられたように、裁判官、裁判長、皆さん、我々素人が参加している中で、非常に気を遣って丁寧にやっていただいているなというのがすごくよく分かりましたね。評議の中でいろんなものを書いていただいて、ボードに。それでやっているんですけども、本当に自分が何年というのを出さなきゃならないときに、佐藤裁判長が一生懸命書いてくださって、丁寧に分かりやすい説明を本当によくしてくれたんですね。

時間は、あのぐらいの時間でちょうど分かりやすい時間じゃなからうかな。ある程度、自分として何年が妥当だろうという、自分なりの年数を出すときに、非常に丁寧に細かいところまで、表を追っていただいて出すことができましたので、そういう意味では、先ほどの5番の方と同じで、非常に気を遣っていただいて、丁寧にやっていただいた、それが自分なりの年数を出すことができた、僕は思っています。

司会者

ありがとうございます。他の方はよろしいですか。

そして、評議が終わって判決をされたわけですけども、その全体的なスケジュール感としてはどうですか。全体を振り返ってみて、スケジュールとして無理があったのか、なかったのか、適切だったのか、どうなのか。

1番

1番です。最初、事件の数が全部で8件ありまして、それを6日間ということで、一個一個見るのも大変なのに、8件も見て、6日間でできるのかなというのは、最初は思ったんですけども、すごい裁判官の方とか、分かりやすく説明してもらって、ちょうどいい感じで、納得した上で判決することができましたので、それぞれ日にちが審理期間、違うと思うんですけども、多分プロ

の方が、この事件だったら、このぐらいかかるだろうというのを予測してやっていたんだなというふうには思いました。

司会者

はい、ありがとうございます。他の方はどうですか。まあ、大体、うまい日程設定で、うまいスケジュール感でやったという感じですかね。ありがとうございます。

それでは最後に、守秘義務の話に触れたいと思うんですけども、裁判員の方は守秘義務があって、特に評議の具体的な中身については、他人への口外は許されないと、そういう説明を受けたと思うんですけども、その守秘義務の説明について、なるほどそれはそうだねという、そういう納得性のある説明を受けたのかどうなのか。その点についてはどうでしょうか。

それは、説明ぶりとしては、それはそうだなと思ったということでもいいですかね。何かそれが、守秘義務が裁判員にとってちょっと負担になっているんじゃないだろうか、そういう意見もあるんですけども。そのことについては、どのような、そういう御意見については、どのように思われますか。何か意見があたりであれば。

3番

3番です。私自身は全く負担はなかったです。他の人に、やっぱり裁判員をやりましたと言うと、話はするし、話題になるんですけども、そこで評議の話とかあまり話題にするようなこともないので、どんな事件だったとか、こんなふうにするんだよとか、そういったことは話したり、聞かれるんですけども、誰々さんがどうだったとか、何対何とか、他の人も多分あまり興味ないことだと思いますし、自分自身も話したいことでもないのです、やってみて、全然そこは、私はなかったです。

司会者

ありがとうございます。特に、守秘義務の件については、他にはよろしいで

すか。

これからは、検察官，弁護人からそれぞれ御質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

検察官

静岡地検の検事の藤原です。貴重な意見ありがとうございます。話にも出ていたんですけども、限られた時間の中で、事件の本質を理解していただくために、日々、証拠の選別をしております。証拠調べは特に、書証，図面だったり写真だったり，調書の朗読だったり，初日の午前中に行われることが多いと思います。皆さん緊張されている中，どれぐらい頭に入っているのかなと思いつつながら，こちらも証拠調べしているところなんですけれども，実際に皆さんが扱われた事件の中で，その午前中に調べた証拠の分量というものをどのように感じたかというものを教えていただきたいというのが1点目です。

もう1点ありまして，実際にその事件の中で証拠調べされなかったんですけども，皆さんの目を見て，こういう証拠があれば，もっとより良い判断ができたんじゃないかなと思われるような証拠があれば教えていただきたいと思います。

以上，2点です。

司会者

一つずついきましょうか。どうでしょうか。取調べをした初日の午前中に取調べをした証拠の量は適当だったかどうなのかという，そんなところですけど，記憶を呼び起こしていただいて，何か感想等があれば。もっと少ない方が良かったなというのか，もっといっぱい欲しかったなというのか。どなたでも結構ですけども。どうぞ。

5番

5番です。非常に短い文章で，量も適切で，短くコンパクトにまとまっていたと私は思いました。要は，これ以上の証拠はもう必要ないなというふうに思

いました。

司会者

ありがとうございます。他はどうでしょうか。どうぞ。

4 番

4 番です。非常に良かったと思います。モニターでいろいろ確認させてもらって、強制わいせつで、暗い山の中に連れて行ったという事案なんですけど、実際と同じ、同時刻に行ったときの状況の写真とかを見せられて、実際に電気を消すとこんなに暗かったんだというところというのが、何となくその時間を言われなくても、その写真を見ただけで、モニターを見ただけで、こんなに暗いんだなという印象がはっきり持てたというのと、車内の中で行われた行為に関しても、実際、警察の車でしょけれども、捜査員の方が実際こういう形みたいなのをしながら、すごく分かりやすく説明をしていただいたと思っております。

司会者

ありがとうございます。そうすると、適切だったんじゃないかということですかね。もう少し何か工夫がもっとあればいいとか、そんなところはないですか。特にないですか。どうぞ、2 番の方。

2 番

2 番です。供述調書とかは、必要な部分だけ抜粋されていて、非常に簡潔で分かりやすく、良かったんですけど、結局殺人事件で、どのような体勢でどうなったのかというのが非常に分からなくて曖昧で、最後まで結局そこが曖昧だったんですけど、それこそ4 番の方みたいに、もう少し具体的にこういうふうなシチュエーションでこうなっていたというふうにやっていたら、もっと分かりやすかったのになと思いました。

司会者

それは実際の殺害の態様というか、そこがはっきりしなかったということでは

すかね。なるほど、分かりました。

では、次のもう一つの話で、もっとこういう証拠があれば、より良かったんじゃないかと。今の2番の方のお答えと重なるところですけども。もっとこういう証拠があれば、もっと判断しやすかったとか、内心、こんな証拠がないのかと思っていたとか、もしそういうことがあれば。

特にそういうことはないですか。厳選して出して、それで適切に選定されたということですかね。遠慮は要りませんよ。

8番

8番です。事件の、どんなあれでもそうだと思うんですけど、事件の真実の一つしかないと思いますね。それによる量刑も一つしかないと思うんです。10年なのか11年なのかどっちがいいのではなくて、もう被害者、加害者のいろんなことを考えると、もうその事件の真実の一つで、それによる判決の量刑も、一つでなければおかしいんじゃないかなというのがあったときに、どうなんだろう、ちょっとよく分からないですけども、もう少し、加害者はこんなふうを考えていた、私が担当したときには、全く見ず知らずの通り魔ではなかったものですから、同じ屋根の下に暮らしている方の加害者、被害者という案件でしたので、そういう場合は、被害者が一方的に悪いのではなくて、被告人にも悪いところがあって、殺されちゃった被害者の方にも悪いところがあって、そういうところをずっと、もうちょっと、冒頭のそういうもので僕らがよく分かっていたら、もうちょっと、全く面識のない人が、殺されてしまった家族のことは関係ないわけですから、そういう場面とちょっと違うので、もう少しそういう被害者側のそういう日々のものがもうちょっとよく分かったり、加害者側の日々のものがもう少し分かっていたら、どちらかが一方的に悪くてそういうふうになっちゃったということはないので、その辺はもうちょっと我々も知りたかったかな。そうしたら、もうちょっと量刑の判断も自分なりのものがもうちょっと出せたのかなと、判断できたのかなという、そんな感じはあり

ますね。

司会者

ありがとうございます。検察官もよろしいですか。

では、今度は、弁護士はいかがでしょう。

弁護士

弁護士の白山です。私からも質問を2点させていただきます。一つは、弁護人という立場上、どうしてもスタートが悪いところから、悪い印象からスタートしている彼らを弁護していかなきゃいけないという面があって、僕らは彼らのそこに至った経緯だとか、背景事情だとか、またその家族がどういうふうに接しているよという場面をなるべく目を当てるようにしたいなと思うこともたくさんあるわけなんですけれども、そういう情状面ですね、皆さんが審理されている中で、特に印象に残っているような情状、こういうところが印象に残りましたという情状があれば教えていただきたいという、量刑上、重視した情状ですね、あれば教えていただきたいということと、逆にこの部分をもうちょっと突っ込んでくれよと、聞いてくれよというような部分があれば、そこを教えていただきたいというのが一つ目の質問です。

もう一つの質問は、今日、全体を通して、皆さん、比較的分かりやすかったですというふうに言っている方が多いかなというふうに思っているんですけど、あえて分かりづらかった、先ほどちょっと体勢が分かりづらかったですというようなお話もいただきましたけれど、そういうように、この部分はちょっとどうしても分かりづらかったとか、またはちょっと、ここは自分の中で、心の中でもやもやしているなとか、はっきりもうちょっと知りたかったなというような部分があったら、是非教えていただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

司会者

まず、第1点目ですけれど、弁護人の立場からの情状面で、何か印象に残る、ここは結構、自分としては重視したみたいなきっかけがあれば教えてほしいと。何か思い当たるところはありますか。どうぞ。

6番

6番です。家族の人、父親が出てきまして、父親は更生させたいという意志がありましたけれども、本人が本当にその気かどうかという部分が曖昧でしたので、そうした判断としましては、やはり親がこうしたいとか、そういう気持ちになっても、本人がその意志があるかどうかというのがはっきりしない場合ですと、そういう部分は量刑に対して、判断というのは難しかったなというふうには思います。

司会者

ありがとうございます。他にないですか。

8番

私がこの担当させていただいた案件とは全く別なんですけれども、最近浜名湖で二人犠牲になって、ばらばらにしてどうのこうのという、あれは佐藤裁判長が極刑という形で判断されました。検察もそれなりに、この人がやったのは間違いのないということでもって、そういう判断になったと思うわけです。弁護側が無罪をまだ主張なさっているのかしらね、あれは。ちょっとよく分かりませんが。片一方、もうやったのは間違いのない、だから極刑だと。もうその反対側にいる、対岸にいる弁護士さんの側は、過失ゼロというか、無罪を主張され、片一方は100、こっちはゼロというふうに、両極なんですよ。10年なのか15年なのかを決めようじゃなくて、片方は100、片方はゼロを主張なさっている、そういう裁判が浜名湖の今でもそうですよね。

はてさて、人が人を裁く裁判で、片方が100、片方がゼロ、我々は全く素人ですから、それはどうやれば50になるのか100になるのか、ゼロで終わってしまうのか、すごく裁判そのものが、えっ、どっちが本当なんだろうとい

うのが、僕らの気持ちがあるんですね。あれは別に最後まで結審して、決まらなないと分からないんでしょうけれども、片方が100で、片方がゼロって、どういうふうに決めていくんだらうな、この裁判長さんをはじめ、裁判官って大変だらうな、そこに持っていく検察も多分だらうし、弁護なさる弁護士さんも大変だらうし、そういうのを考えると、私が担当させていただいたのは、そんなものに比べたら、本当に軽いものだったというふうに思わざるを得ないんですけれど、ちょっと裁判をなさっている皆さんは本当に大変だらうなというのが僕の印象です。

司会者

ありがとうございます。

では、弁護人の活動、幅広くでいいですかね、主張からの立証も含めて、より分かりやすい主張立証のためには、どういう工夫が必要なのか。あるいは、実際の事件で分かりづらい点はなかったのか、どうなのか。そこら辺をお聞きしたいということですが、どうですか。もっとうちの方がもっと分かりやすかったらうと、そういうことはないですか。どうぞ、1番の方。

1番

1番です。検察官と弁護人で、ちょっと検察官の方がすご過ぎて、資料とかもすごく分かりやす過ぎたんですよね。うちの社員にも学んでほしいぐらい、すごく良かったんですよ。それに比べて、弁護側って、不利なところから始めてると思うんですけれども、全部、やっぱり説明文とかも文章なんですね。文章にした方がいいのか悪いのか分からないんですけれども、自分からしてみると、文章をずっとうちで書いてある、何枚も書いてあるのを見るのは、分かりやすくてもつらいなと。ポイント、ポイントに絞ってやった方がもうちょっと見えてくるんじゃないかなというふうには思いました。

司会者

効果的な主張の仕方としてですかね。なるほど、分かりました。ありがとう

ございます。では、そんなところでいいですか。

それでは、いろいろ御意見を伺ってきましたけれども、総じてとといいますか、それぞれ裁判員として経験されていて、裁判員裁判の制度について何か御意見とか感想とか、あるいはこうした方がより良い裁判員裁判につながるんじゃないかとか、そういう改善点、そういうことについて、何か御意見等があればお聞きしたいと思います。

何でも結構です。どうぞ。

2 番

2 番です。量刑を決めるときに、多分、今までの過去のデータから考えると、今回の場合、私が審理した内容では、多分、懲役 10 年が妥当だったと思うんですが、結果的には懲役 11 年になりました。たった 1 年の違いですが、されど 1 年で、その 1 年に市民感情が反映できたのではないかなと、私は思っています。そういう意味では、裁判員裁判に市民感情が 1 年でも反映できたというのは良かったし、裁判員裁判があって良かったなと思いました。

司会者

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

6 番

6 番です。私も裁判員裁判のはがきが来るまでは、そういうことは知っていましたが、やはり来てから、本当に自分がやらなければいけないという意識になりましたので、そうした認知というのは、本当にまだまだだなというのが率直な意見です。

司会者

裁判員裁判の広報として、もう少し頑張りなさいという、そういうことですよ。認知度がやはり低いんじゃないかということですか。

6 番

やはり頭の中にはあったとしても、実際にそうしたものが届いた時点で、意

識とかそういうことが私自身は変わりましたので、他の人も自らやりたいという人もいますけれども、大半の人がそうしたものに対して、認知とか意識とかというのはないのかなというふうに自分では思っています。

司会者

ありがとうございます。

裁判官

今日は皆さん、貴重な御意見をありがとうございました。皆さんの御意見を伺っておりまして、一つ、裁判員の皆さんの御意見がどれだけ反映されたのかということと、一方で、裁判官が気を遣っていて、ここまで遣わなくてもいいんじゃないかというお話とがあったかと思えます。裁判員裁判を進めさせていただいているところで、やはり心がけていることがございまして、それはやはり全員で話し合っ、一つの結論を出さなければなりませんので、一人が背負うようなことがないように、そのために、皆さん全員が一人一人の御意見を出していただけるようにということ。それをまず一つ心がけてやっているところでもあります。その中でやはり気を遣うということも、それはないはずはないわけでありまして、そのためにいろいろ工夫をしたりしているところはございます。

一方で、ただ、裁判官が言いたいことが言えないようであれば、これはやはり逆な意味で皆さん不安になるというところがあると思えます。ですから、裁判員も裁判官もやはりきちんと自分自身の意見を言えて、一つの結論を出すということで、法律上、評決のときは過半数になっていますけれども、その場合にも少なくとも裁判官1名の入った過半数であるということを経済のときルールとしてお話ししているところです。まさに、裁判員の皆さんと裁判官が実質的に協働して、一つの結論を出すという、それが評議の充実ということであると思えますし、その中に裁判員制度の良さもあるというふうに思っております。本日、皆さんからいただいた御意見も踏まえて、またより良い制度を

目指して、精進してまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

司会者

お忙しいところ、どうもありがとうございました。また、いろいろ貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、今日の意見交換会、終了いたします。御苦労さまでした。

以 上